

## 北部大阪都市計画畑田町南地区地区計画（茨木市決定）

都市計画畑田町南地区地区計画を次のように決定する。

### 1. 地区計画の方針

名 称	畑田町南地区地区計画	
位 置	茨木市畑田町地内	
面 積	約1.2ha	
区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	当地区は、JR茨木駅より北約2kmに位置しており、周辺は公共施設が充実し、また交通至便な地区である。 本地区計画は、このような利便性の高い周辺環境の中で、一団の低層戸建住宅を適切に誘導し、地区内の住環境を形成、保全することを目的とする。
	土地利用の方針	地区全体を、低層住宅地として計画的な開発を誘導し、まちなみにも配慮した住環境の形成と保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1. 建築物の用途及び高さなどの制限を行うことにより、良好な居住環境の形成・保全を図る。 2. 垣、さくの構造等の制限により、安全性を保持し緑豊かな街区景観の維持・向上を図る。

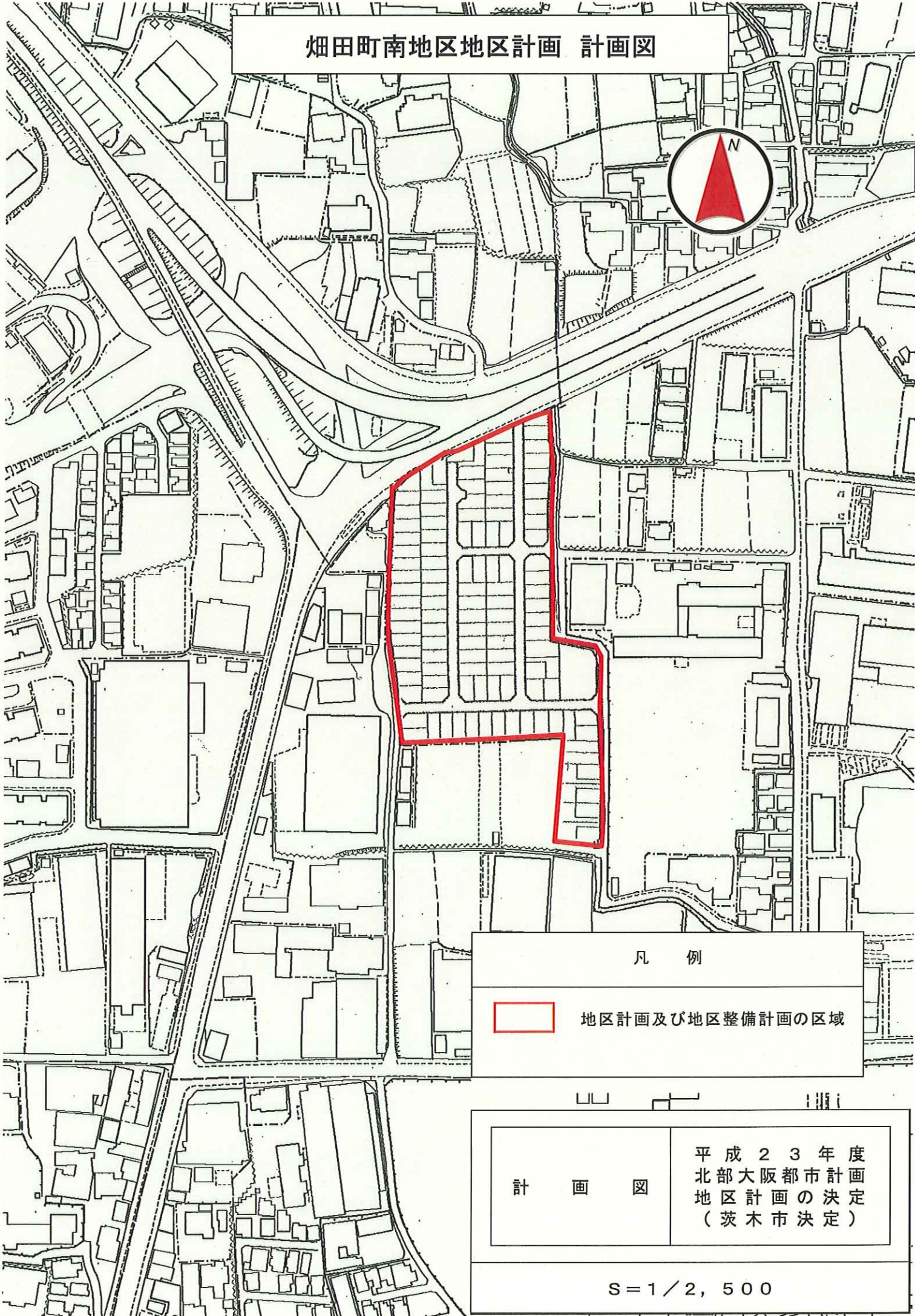
## 2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの (3) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） (4) 集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。） (5) 前各号に附属する自動車車庫
		建築物の敷地面積の最低限度	100平方メートル
		建築物の高さの最高限度	10メートル
		垣又はさくの構造の制限	道路（国道171号を除く。）に面する垣又はさくは、生垣あるいはネットフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。 ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6メートル以下のもの (2) 門 (3) 門の袖でその長さが2.0メートル以下のもの

「地区計画及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」



# 畑田町南地区地区計画 計画図



## 凡 例



地区計画及び地区整備計画の区域

計 画 図

平成23年度  
北部大阪都市計画  
地区計画の決定  
(茨木市決定)

S=1/2, 500